

国の法令に、「電子計算機」「電子情報処理組織」「電磁的記録」「電磁的方法」という、それまで聞き慣れなかったコンピュータ関係の法律概念が登場し、現在における多くの法令中で用いられるに至っている。

しかしそれは、今から振り返ると、情報ネットワーク時代への序章にほかならなかった。現在では、以下に述べるとおり、スタンド・アロンのコンピュータではなく、ネットワーク接続された形態を前提とする法律紛争や立法が中心となっている。とはいえ、コンピュータに関する法制度が、今日における情報ネットワーク関連の法制度のベースになっていることも事実であり、今なお重視されなければならない。

### 第3 情報ネットワークと法制度

#### 1 業務用ネットワークの登場と法制度

我が国初の情報ネットワークに関する判例は、1978年に言い渡された福岡地裁昭和53年4月21日判決（判時901号90頁〔西日本相互銀行誤操作事件〕）である。銀行の職員がオンライン端末からデータを誤入力したという事件であった。この時期を契機に業務用ネットワーク関連の紛争、そして判例が数多く出現し始めた。

我が国の情報ネットワークは、業務用ネットワークを端緒に発展を開始した。その中心が金融オンラインシステムであったことを反映して、法律紛争も金融オンライン関連の事件が中心となった。

業務用ネットワークは、インターネットに代表されるオープンネットワークと異なり、閉鎖的なネットワークである。本来は、専用線接続された内部端末を、内部者のみが操作してアクセスすることができる。

金融オンラインの場合も基本的に同様であって、金融機関の本支店に設置された内部端末を内部者（職員）が不正に操作することに関して事件が発生するようになった。こうした内部端末の操作に起因する事件は、さらに、過失による端末機器の誤操作事案と、故意によるオンライン詐欺事案とに大別することができる（注1）。

前者の誤操作に関する事案として、前掲西日本相互銀行誤操作事件判決のほか、札幌高裁昭和55年6月23日判決（判タ421号109頁〔預入の誤入力事案〕）、東京地裁平成9年9月10日判決（金判1043号49頁〔送金事務の誤入力事案〕）、東京地裁平成10年7月14日判決（金判1062号52頁〔預金者名の誤入力事案〕）等がある。

後者のオンライン詐欺事案の代表例は、大阪地裁昭和57年7月27日判決（判時1059号158頁〔三和銀行オンライン詐欺事件〕）である。内部者による架空振込データねつ造により、預金データを水増しするという手口の事件であった。オンラインシステムを悪用して銀行から金員を引き出すことを目的にコンピュータに不正な入力をする行為は、伝統的な詐欺罪の要件たる「人を騙す」行為に該当しないことから、何らかの立法的対応が必要とされた。そのため、前述の刑法1987年一部改正によって、電子計算機使用詐欺罪（刑246の2）が新設され、その後にも多発した同種のオンライン詐欺事件には、この罪が適用されている（注2）。

他方で、金融オンラインには、預金者等の外部者との接点が設けられている点で、独自の特色がある。CD（キャッシュディスプレイ）やATM（現金自動預払機）が、これに当たる（注3）。機能は預金の預払いに限られているが、窃取・偽造したキャッシュカードの不正使用事件が発生して、その刑事責任が認められる一方で（注4）、無権限者による現金引出しについて、預金者と金融機関との間で免責の可否が争われる民事事件も出現した（注5）。従来の法理論を適用して解決が図られた後、最終的には立法的解決が図られてゆく。

いずれにしても、それらにおいて法律関係の舞台となったのは、金融機関の店舗に限られていた。

1970年代終盤に金融オンラインを舞台として登場し始めた業務用ネットワーク関連の判例や立法は、その後、次第に他の様々な領域へと拡大していった（注6）。そこには、日本の業務用ネットワークは、金融オンラインが先行し、次第に他の領域もネットワーク化されていったという事実が反映している。

成13年9月5日判決（判時1786号80頁〔ニフティサーブ「現代思想フォーラム」事件〕）である。

パソコン通信によって、文字データだけでなく画像データの自由な発信も可能となった結果、パソコン通信上においてポルノ画像データを配布するという事件も登場し、わいせつ物陳列罪の成立を認める判例も頻出した。リーディングケースとして最高裁平成13年7月16日判決（刑集55巻5号317頁〔アルファネット事件〕）がある。

パソコン通信に関連した判例は、判決言渡し日だけを見れば遅い時期のものもあるが、紛争自体の発生は主として1990年代中盤以前である。しかし、今日、インターネットに関して問題となっている法律紛争は、その多くについて既にパソコン通信の時代に萌芽を見だし得ることに注意すべきである（注）。

後述のように、1990年代後半以降、インターネットへの移行によってパソコン通信は次第にフェードアウトし、パソコン通信会社がインターネット接続プロバイダへと変身するとともに、新しいプロバイダも数多く登場した。それによって、情報ネットワークにおける法律紛争の舞台も、インターネットへと移行した。

（注）具体例として、著作権侵害に関する東京地裁平成6年2月18日判決（判時1486号110頁〔コムライン事件〕）、プライバシー侵害に関する神戸地裁平成11年6月23日判決（判時1700号99頁〔掲示板プライバシー侵害事件〕）、他の会員の電子掲示板への書き込みにより名誉毀損等の被害を受けたことを理由に、パソコン通信運営会社に対し発信者情報開示等を請求した事例として、東京地裁平成13年8月27日判決（判時1778号90頁〔ニフティ「本と雑誌のフォーラム」事件〕）等。

### 3 インターネットの普及と法制度

我が国をはじめとする先進国では、1990年代中盤にインターネットが完全商用化され、急速に普及してゆく。

インターネットの歴史は古く、その原型は1960年代終盤に合衆国で誕生している。以下、その歴史を簡潔に振り返っておく。

1957年に当時のソビエト連邦（ソ連）が世界初の人工衛星「スプートニク」の打ち上げに成功した。それは東西冷戦の時代であった。このため、合衆国政府は、宇宙開発で先を越されたとして、いわゆる「スプートニクショック」を受けた。科学技術分野においてソ連に対抗する目的で、国防総省に高等研究計画局（Advanced Research Projects Agency：ARPA）を設置した。

ARPAは「ARPAnetプロジェクト」を1969年に開始した。東西冷戦下における部分的核戦争にも耐え得る自律分散型ネットワーク技術実験を目的とするものである。ARPAnetはインターネットの原型となった。米軍のネットワークは途中でARPAnetから独立する一方、全米科学財団の運営するNSFnetが1984年にバックボーン（基幹線）となった。こうして発展を続けたインターネットは、理系研究者を中心とした学術ネットワークとして世界中の研究機関の間に張りめぐらされ、インターネットと呼ばれるに至る。日本でも1986年にJUNETが国際接続を開始した。学術ネットワークという性格上、一般大衆の自由な利用は認められておらず、商業利用も禁じられていた。

1990年代を迎えると、商用化に向けた実証実験が開始され、1995年に合衆国で完全商用化を迎えて、広く一般に開放されるに至った。日本その他の先進国でも1990年代中盤に商用化され、商業プロバイダが誕生して、一般大衆でも接続が可能な時代を迎えた。それによっても先進国では、ほぼ同時期に大衆向けの情報ネットワークの主流が、パソコン通信からインターネットへと移行を開始する。

当時の合衆国クリントン政権が提唱した「情報スーパーハイウェイ」そのものではないにせよ、こうして国境を越えて大衆のデジタル情報が行き交う「公道」的な存在へと急速に性格を変容させた結果、インターネット空間に向けて、実社会におけるさまざまな問題が一気に流入し始めた。そのため、1990年代後半から、各国で法的規制の在り方が急速に議論されるようになった。

我が国でも、急速に進展したインターネットに対応するために、当初は

らの個人情報収集（PRISM）に象徴されるように、インターネットは表現の自由、通信の秘密と国家秘密の保護のせめぎ合いに拍車をかけている。我が国でも、海上保安庁職員が同庁の艦船と中国漁船の衝突映像をYouTubeにアップロードした事件（2010年）が問題となり、政府は行政機関の指定する特別秘密の漏えいや特定取得行為を処罰する法案を準備している。なお、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（2011年）は、外務省秘密電文漏洩事件決定を踏まえ、正当な取材活動が処罰の対象外となることを明言している。

## 第4 虚偽の事実の公表、営利的言論

### 1 虚偽の事実の公表

#### (1) 信用毀損・業務妨害の罪

虚偽の風説を流布し又は偽計を用いて、人の信用を毀損し又はその業務を妨害する行為は処罰される（刑233）。インターネット掲示板上で殺人予告が警察の業務の妨害に当たるとした例がある（東京高判平21・3・12判タ1304・302）。関連して、2ちゃんねる上の放火予告について威力業務妨害罪（刑234）を認めた例もある（東京高判平20・5・19東高刑報59・1～20・40）。この種の書き込み行為は、単なる虚偽の事実の公表を超えた直接的加害行為として、表現の自由の保護を受けない性格のものといえる。なお虚偽の事実の公表により他人の信用を毀損した場合には不法行為が成立する。

#### (2) 東日本大震災における「流言飛語」

東日本大震災（2011年）では、TwitterをはじめとするSNSが被災者の迅速な安否確認や原子力発電所事故をめぐる情報の拡散に威力を発揮した。これに対して、政府の被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチームの決定「被災地等における安全・安心の確保対策」（2011年）は、「地震や原子力発電所事故に関する不確かな情報等、国民の不安をい

たずらにあおる流言飛語が、口伝えや電子メール、電子掲示板への書き込み等により流布されており、被災地等における混乱を助長している」として、サイト管理者等に情報の自主的削除を求める方針を打ち出した。これは災害に便乗してインターネットを規制するものとして批判され、総務省もまた従来の立場を維持して、違法情報ガイドラインや約款に基づく適切な対応を求めるにとどまった。

## 2 営利的表現

### (1) 営利的表現の法理

営利広告は伝統的には経済活動と捉えられており、虚偽・誇大広告を禁止する立法例も多い（薬事66以下、食品19・20、景表等）。最高裁大法廷昭和36年2月15日判決（刑集15巻2号347頁）も、あん摩業務等に関して適応症の記載を規制することが違憲ではない旨を判示するにとどまり、営利広告が表現の自由として保障されるか否かについては明らかにしていない。学説は、営利広告が消費者の「知る権利」に奉仕する点で憲法21条の保護を受けるが、営利を目的とするため萎縮効果を考慮する必要が無く、商品の効能等については真偽の判定が可能であること等を理由に、その規制の合憲性は緩やかに審査すれば足りると解している。

### (2) 迷惑メールの規制

大量に送信される広告メール等が受信者に不快感等を与えた事態を受けて、特定電子メール送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律が迷惑メールを規制している。規制の対象が営利広告であり、受信者の申出により受信可能であること（オプトイン）をも考慮すれば、かかる規制は営利的表現の自由に反しないと解される。なお、迷惑メールが電気通信設備に損害を与えることを理由に、電気通信事業者の求めたメール送信の差止めや損害賠償を認めた例がある（横浜地決平13・10・29判時1765・18、東京地判平15・3・25判時1831・132）。

### (3) 行動ターゲティング広告

利用者のインターネット上での行動をサイト内の購買履歴、ブラウザの

Cookie・端末固有ID、あるいはDPI技術等により解析し、その趣味・嗜好に合わせた広告を配信するサービスが広く展開されている。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（以下「諸問題研」という。）第二次提言」（2010年）は、行動ターゲティング広告が個人情報・プライバシーの保護に反するか、通信の秘密を侵害しないかを検討している。仮に個人情報保護法違反等の理由で広告が規制されたとしても、それはせいぜい営利的表現の間接的・付随的規制にとどまり、表現の自由との関係での問題は小さいと解される。

#### （4）広告配信者の責任

営利広告の内容について、表現の主体である広告主と並んで、広告配信者もまた広告を信じた消費者に対する責任を負うか。新聞広告に関する最高裁平成元年9月19日判決（裁判集民157号601頁〔日本コーポ事件〕）は、一般に新聞社は広告掲載に先立ちその真実性を調査確認する義務を負わないが、新聞広告に対する読者の信頼が記事への信頼と無縁ではないことを理由に、新聞社・広告社は「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情があって読者らに不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し、又は予見しえた場合」には広告を提供してはならない義務を負う旨判示している。この説示によれば、インターネット広告の内容について配信者が責任を負うことはないかのように見えるが、ポータルサイト上の広告や购买商品とのインタレストマッチ広告等について利用者の信頼を保護すべき特段の事情がある場合には、異なる結論となり得ることに、注意が必要であろう。

## 第5 人格権の侵害

### 1 名誉毀損

#### （1）名誉及び名誉毀損の概念

人の社会的・外部的評価である名誉は人格権（憲13）の一つとして保護される。公然と事実を摘示し（事実を摘示せず人の名誉を毀損した場合に